附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の火薬類取締法施行規則（次項において「旧規則」という。）第十五条第一項の表⑴から⑺までに掲げる都道府県知事が指示する安全な場所に貯蔵する者で、当該場所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあるものは、この省令による改正後の火薬類取締法施行規則（次項において「新規則」という。）第十五条第一項の表⑴から⑺までに掲げる指定都市の長が指示する安全な場所に貯蔵する者とみなす。

3　この省令の施行前に旧規則第八十一条の十四の規定により都道府県知事に対し提出をしなければならない事項についてその提出がされていないもので、この省令の施行の日以後新規則第八十一条の十四の規定により指定都市の長に対して行うべきこととなるものは、この省令の施行の日以後においては、当該指定都市の長に対して提出をしなければならない事項についてその提出がされていないものとみなす。